

「経営者保証に関するガイドライン」への取組対応について

令和5年11月9日制定

中野市農業協同組合

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを尊重、遵守してまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達のお申込みをいただいた場合には、ガイドライン要件の充足状況や経営状況等を分析し、経営者保証の必要性等を総合的に判断します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等と保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関し丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定につきましては、農業者等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、資産および収入の状況、融資額、信用状況、適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び後継者に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、解除について適切に検討し判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証履行を万一求める場合には、保証人の資産状況などを総合的に勘案した上で履行の範囲を決定します。

※下記のいずれかに該当する場合は、保証をお願いする場合がございます。

- ① 財務状況等の情報開示がいただけない場合
- ② 経営者に対する貸付金など、会社と経営者の一体性がある場合
- ③ 経常赤字が直近2期連続、または直近決算期が債務超過となっている場合

「経営者保証に関するガイドライン」とは、経営者保証（中小企業の経営者等による個人保証）における合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして「経営者保証に関するガイドライン研究会」（全国銀行協会及び日本商工会議所）が策定したものです。

当組合では、個人保証契約について、経営者保証に関するガイドラインを遵守して取扱い致します。

- ・本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

全国銀行協会（全国銀行協会のサイトへリンクします）

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所（日本商工会議所のサイトへリンクします）

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>